

「ボランティア・プランナー」設置要領

産業連携課

1 趣旨

6次産業化の取組を軌道に乗せるためには、農林漁業者等に対してプロ意識をもって、親身に相談に応じ、的確なアドバイスを行う人材の確保が不可欠。

このため、国の委託により専門知識を持つプランナーを配置することとしているが、これに加えて、農林漁業者の身近に存在する先導的な6次産業化の実践者を「ボランティア・プランナー」に任命し、サポート体制の充実を図り、全国的に6次産業化の取組を推進する。

2 ボランティア・プランナーの概要

(1) 選定基準

次の要素を有する者を総合的に判断し、選定。

- ① 6次産業化に係る取組の実績
(※農林漁業分野、加工・流通分野、外食分野、観光分野等)
- ② 関係者を結びつけるネットワーク力
- ③ 情報発信力

(2) 活動内容

- ① 農林水産省等が開催する研修会等での事業者へのアドバイス
- ② 自らの活動や各種メディアでの情報発信

※ 会議出席の交通費・謝金等を除き、ボランティアベースでの活動を農水省から依頼。

(3) 任命

ボランティア・プランナーは農林水産大臣が任命。農林水産省ホームページでリストを公表。

(4) 任命の取消

以下の場合、任命を取り消す

- ① ボランティア・プランナーがその権威を利用し、職務への信頼性を失墜させる行為が発覚した場合
- ② 任命者本人から任命取り消しの要望が合った場合
- ③ その他、農林水産大臣が必要と認めた場合